

# ミニレポート vol.65

## 医療費抑制の切り札「ジェネリック医薬品」とは？



ウチヌノ人事戦略事務所 社会保険労務士 内布 誠

### 医療費抑制の切り札「ジェネリック医薬品」とは？

#### ◆医療費抑制の切り札となるか？

高齢化で医療費がどんどん増えている現在、日本の医療保険制度は財政的に厳しい状態にあります。そんな中、医療費抑制のための切り札的存在として期待されているのが、成分や効き目が同じで価格が安い「ジェネリック医薬品」です。最近テレビCMなどでよく耳にするようになりましたが、いったいどんなものなのでしょうか。

#### ◆ジェネリック医薬品の特徴

新薬として最初に発売された薬（先発医薬品）は、特許に守られ、開発メーカーが独占的に製造・販売することができます。しかし、20～25年の特許が切れると、他のメーカーも同じ成分、同じ効果を持つ薬を製造できるようになります。これが「ジェネリック医薬品（後発品）」で、「先発品と同じ有効成分を同じ量含み、同等の効果が得られる医薬品」と定義されています。新薬に比べて開発コストが小さいため、価格は新薬の3～8割も安くなります。先発品の欠点を補い、工夫しているものも少なくありません。

しかしながら、厚生労働省によると、ジェネリック医薬品のシェアは2006年時点で数量ベース約17%

にとどまっており、30%～60%にもなる欧米各国に比べ極めて低いのが実情です。その理由として、医師がジェネリック医薬品の審査や品質への不安を感じていることや、患者が新薬での処方希望することが多いことなどが挙げられます。

#### ◆ジェネリック医薬品普及の動き

医療費抑制策の中で、ジェネリック医薬品の普及が期待されています。シェアが30%になれば医療費は4,300億円削減できると推計されており、政府の「骨太方針2007」では、2012年度までにシェア30%達成が目標に掲げられています。

ジェネリック医薬品普及促進策として注目されるのが、処方せんの様式変更です。2006年4月、処方せんに「後発薬への変更可」という欄が設けられ、医師が署名押印すれば薬局側がジェネリック医薬品への代替調剤ができるようになりました。さらに、今年4月からは、この欄が「変更不可」に変更されており、よほどの理由で変更を認めないケースを除けば、ジェネリック医薬品の普及が促進されるのではないかと期待されています。

このほか、薬局が調剤する処方せんの3割超を後発品に変更した場合、薬局側の報酬に加算がなされるようになりました。薬剤師が患者にジェネリック医薬品への変更を促すことで、普及の促進を図るものです。

医療費抑制のためには、ジェネリック医薬品の普及は不可欠です。適正使用のための環境作りに対して、国にはさらなる努力が求められます。